

京都府警察における警察情報システムの整備及び管理に関する訓令

[制定 令和5.2.28 京都府警察本部訓令第4号]

京都府警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成22年京都府警察本部訓令第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、京都府警察における警察情報システムの整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、府民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、京都府警察情報セキュリティに関する訓令（平成20年京都府警察本部訓令第33号）第2条各号に定めるところによる。

（基本理念）

第3条 京都府警察においては、関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、警察情報システムの整備及び管理を行うものとする。特に、データを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図るものとする。

2 警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、警察情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、警察情報システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、警察情報システムの安全性を確保するものとする。

（警察情報システム統括責任者）

第4条 警察本部に警察情報システム統括責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 警察情報システム統括責任者は、警察情報システムの整備及び管理に関する事項を統括するとともに、所属に対する情報システムの整備及び管理に関する指導を行う。

（副警察情報システム統括責任者）

第5条 警察本部に副警察情報システム統括責任者を置き、総務部参事官（警察情報システム総合運用統括官）をもって充てる。

2 副警察情報システム統括責任者は、警察情報システム統括責任者を補佐し、警察情報システム統括責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

（情報管理業務監査）

第6条 警察本部長は、警察情報システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、総務部長に情報管理業務監査を行わせるものとする。

2 前項に規定する情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（細目的事項）

第7条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。